

新潟県公安委員会規則第3号

新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月22日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成14年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削り、同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号並びに別記様式の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び別記様式の表示を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
(読替え適用) 第11条 自動車運転代行業者についての道交法細則の適用については、次の表の左欄に掲げる道交法細則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			(読替え適用) 第11条 自動車運転代行業者についての道交法細則の適用については、次の表の左欄に掲げる道交法細則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)			(略)		
第7条の9	(略)	(略)	第7条の9	(略)	(略)
第12条の3 第1項	規則	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	第12条の2 第4項	規則	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の読替えに関する内閣府令（平成14年内閣府令第35号）により読み替えて適用される規則（以下単に「読替え後の規則」という。）
				別記様式第7の3の安全運転管理者証又は副安全運転管理者証	運転代行業法施行細則第11条第2項に規定する安全運転管理者（副安全運転管理者）の証（別記様式第18号）
第12条の3 第1項	規則		第12条の3 第1項	規則	読替え後の規則

		の施行に伴う道路 交通法施行規則 の読替えに関 する内閣府令 (平成14年内閣 府令第35号)に より読み替えて 適用される規則 (以下単に「読 替え後の規則」 という。)
	(略)	(略)
(略)		

2 前項の規定により読み替えて適用する様式は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

別記様式第18号 (第11条関係) 削除

	(略)	(略)
(略)		

2 前項の規定により読み替えて適用する様式は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 安全運転管理者(副安全運転管理者)の証(別記様式第18号)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

別記様式第18条 (第11条関係)

(略)

安全運転管理者
の証
副安全運転管理者

(略)

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。